

橋本市立地適正化計画策定委託業務
公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和8年3月23日

橋本市長職務代理者
橋本市副市長 小原 秀紀

1 業務名

令和8年度 第102号 橋本市立地適正化計画策定委託業務

2 業務内容

別紙「橋本市立地適正化計画策定委託業務仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和10年3月24日まで

4 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 橋本市建設工事及び委託業務請負業者入札参加資格要綱(平成18年橋本市告示第155号)に規定する、令和8、9年度橋本市入札参加資格を有する業者であること。
- (3) 橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準(平成18年橋本市告示第271号)に基づく入札参加停止、橋本市物品購入等契約に係る入札参加停止基準(平成26年橋本市告示第87号)に基づく入札参加資格停止または橋本市建設工事等の適正な履行の確保に係る入札参加回避基準(平成18年橋本市告示第165号)の入札参加回避の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成18年橋本市告示第169号)に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 役員またはその支店若しくは営業所等の代表者が橋本市暴力団排除条例(平成23年条例第27号)に規定する暴力団員に該当しないもの、もしくは暴力団に関与していないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号)第2条第1項の規定による登録において、都市計画及び地方計画部門に登録がなされていること。

- (8) 本業務と同種の業務(※)を元請として受託した実績を有すること。

※同種の業務とは、令和2年度から公告日までの間に、地方自治体等から防災指針を含む立地適正化計画の策定業務(基礎調査、誘導区域・誘導施策・目標値の検討、計画案とりまとめを一連の業務として行ったもの。都市計画マスタープランの一部として策定したものを含む。)を受託したものとする。また、本市の特性を踏まえ、非線引き区域における立地適正化計画策定業務の受託実績を有することが望ましい。(履行期間中の業務も含む)

- (9) 本業務の実施にあたり、配置予定技術者(管理技術者、照査技術者、担当技術者)を適切に配置できるとともに、下記に示す条件を満たす者であること。

・管理技術者

同種の業務の実績があり、技術士(総合技術監理部門又は建設部門(都市及び地方計画))またはRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する者。

・照査技術者

同種の業務の実績があり、技術士(総合技術監理部門又は建設部門(都市及び地方計画))、RCCM(都市計画及び地方計画)、または認定都市プランナーの資格を有する者。

・担当技術者

同種の業務実績があり、技術士(総合技術監理部門又は建設部門(都市及び地方計画))、RCCM(都市計画及び地方計画)、または認定都市プランナーの資格を有する者。

なお、担当技術者は、管理技術者又は照査技術者を兼任できない。また、管理技術者は照査技術者を兼任できない。

5 事業受託者選定方法

「橋本市立地適正化計画策定委託業務公募型プロポーザル競争実施要領」のとおり

6 本プロポーザルに係る公告期間及び公告方法

(1) 公告期間

令和8年3月23日(月) から 令和8年4月13日(月)

(2) 公告方法

橋本市ホームページへの掲載

建設部 まちづくり課 掲示板への掲載

- 7 本プロポーザルは2ケ年度の契約となり、令和9年度予算については債務負担行為で支出する。

8 事務局(書類提出先)

担 当：橋本市 建設部 まちづくり課 都市計画係

所在地：〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

電 話：0736-33-6103(直通)

e-mail：machiz@city.hashimoto.lg.jp